

情報・システム研究機構におけるエネルギー使用の合理化に関する方針

平成22年1月15日

機構長 裁定

最近改正 平成26年1月7日

第1 目的

この方針は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づき、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）におけるエネルギー管理に関する必要な事項を定め、適切なエネルギー管理に資することを目的とする。

第2 適用範囲

この方針は、機構本部及び国立極地研究所，国立情報学研究所，統計数理研究所，国立遺伝学研究所（以下「機関」という。）において使用されるエネルギー（省エネ法第2条第1項に規定するものをいう。）について適用する。

第3 機構長及び機関の長の責務

機構長は、機構におけるエネルギー管理に関する業務を統括する。

- 2 機関の長は機関におけるエネルギー管理に関する業務について指揮監督する。

第4 エネルギー管理組織

エネルギー管理に関する管理組織は、別図1のとおりとする。

第5 エネルギー管理統括者

機構に、省エネ法の定めるところによりエネルギー管理統括者を置く。

- 2 エネルギー管理統括者は、省エネ法で定める中長期計画のとりまとめ及び現場管理に係る企画立案，実務を統制する。
- 3 エネルギー管理統括者は、総務担当理事をもって充てる。

第6 エネルギー管理企画推進者

機構に、省エネ法の定めるところによりエネルギー管理企画推進者を置く。

- 2 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者を補佐する。
- 3 エネルギー管理企画推進者は、財務課長をもって充てる。

第7 エネルギー管理員

機関に、省エネ法の定めるところによりエネルギー管理員を置く。

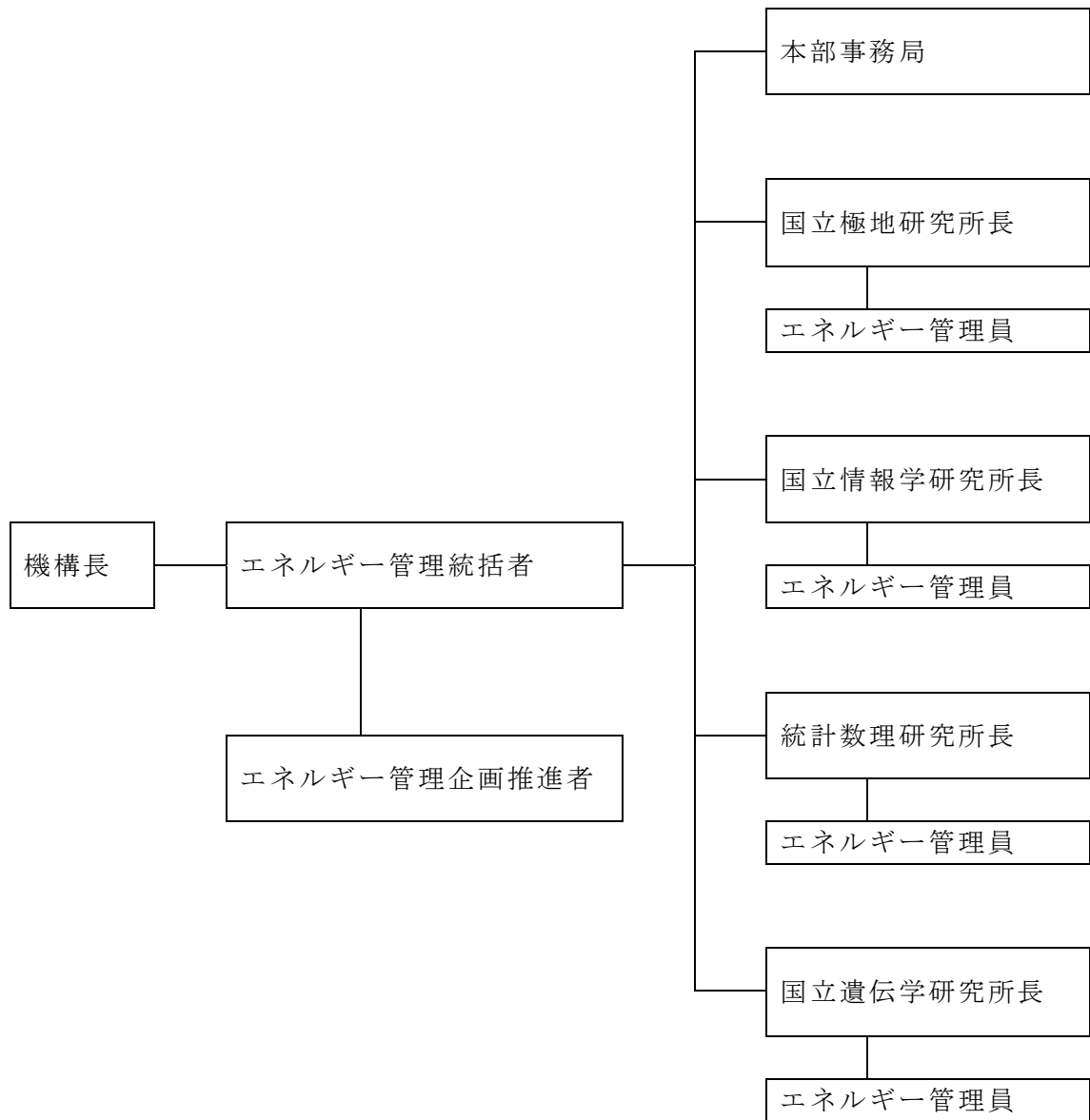
- 2 エネルギー管理員は、省エネ法で定めるエネルギー管理の業務を行う。

第8 エネルギー使用者の努力

エネルギーを使用する者は、エネルギー使用の合理化に努めなければならない。

別図 1

エネルギー管理組織図



(参考) 省エネ法第2条第1項

「エネルギー」とは、燃料並びに熱（燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱であつて政令で定めるものを除く。）及び電気（燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。）をいう。

2 この法律において「燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他経済産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他経済産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。